

「宮崎県障がい者計画」改定に係るアンケート調査業務委託
仕 様 書

1 委託業務名

「宮崎県障がい者計画」改定に係るアンケート調査業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和5年11月30日まで

3 委託業務の概要

県内市町村に居住し、①身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者（児）、②療育手帳の交付を受けている知的障がい者（児）、③精神科病院を利用している精神障がい者（児）、④重症心身障がい者（児）（保護者も含む）、⑤難病患者を対象としたアンケート調査に係る次の業務

- (1) 調査票の発送等に関する作業
- (2) 結果の集計等及び報告書の作成

調査票種別	設問見込数	配布数	回答予定数
① 身体障がい者（児）	43問	2,000人	1,000人
② 知的障がい者（児）	43問	1,000人	500人
③ 精神障がい者（児）	44問	500人	250人
④ 重症心身障がい者（児）	40問	200人	100人
⑤ 難病患者	44問	400人	200人
	合 計	4,100人	2,050人

（回収予定率：50.0%）

※前回アンケート回収率：45.8%

※調査票は、別添「平成30年度調査票（身体・知的）」と同程度となる見込み。

4 委託業務の内容

- (1) 調査票等の発送

ア 準備

(ア) 発送用封筒への宛名ラベルの貼付

- ・宛名ラベル及び発送用封筒（角型2号（240mm×332mm）4,100枚）については県から提供する。
- ・発送費用は受託者負担とする。

(イ) 返信用封筒への宛名及び料金受取人払の印字

- ・発送用封筒（長形3型（120mm×235mm）4,100枚）については県から提供する。
- ・宛名は「宮崎県福祉保健部障がい福祉課」とし、返送費用は受託者負担とす

る。

イ 封入作業

調査票（A4・11枚程度）及び回答用紙、返信用封筒を封入。

封入後、4,100部のうち1,100部（上記③～⑤の調査票分）を県に提出する。

ウ 発送

調査票の発送（上記①～②の3,000部のみ）

※上記③～⑤の調査票は県にて関係機関等へ発送・配布

(2) 調査データの入力

返送された回答用紙及び県から提供されたインターネット回答分のデータ入力

- ・回答用紙又はインターネット（QRコード貼付）による回答方法を採用予定
- ・自由記載欄については、記載内容を設問ごとにそのまま入力する。

(3) 調査データの単純集計・クロス集計・分析

ア 単純集計

調査票の設問ごとに集計

※調査票種別（①～⑤）ごと、及び全種別をまとめたものとする。

イ クロス集計

上記アの集計を以下の「調査票種別＋所持手帳等」の種類ごとに各設問を集計

- ・①身体障がい者（児）種別＋ほかの種別のうち身障手帳所持者のデータ
- ・②知的障がい者（児）種別＋ほかの種別のうち療育手帳所持者のデータ
- ・③精神障がい者（児）種別＋ほかの種別のうち精神障害者保健福祉手帳所持者のデータ
- ・⑤難病患者種別＋ほかの種別のうち難病罹患者のデータ

ウ 分析

質問項目ごとに基本的な分析を行う（集計結果の簡易説明のみ）。詳細な原因分析等は不要とする。

(4) 結果報告書

次のア、イについて結果報告書（A4版・縦、カラー又は白黒、製本不要）をそれぞれ1部作成する。

ア 上記(3)ア～ウの結果に係る図表及びグラフ

イ 調査データにおける全ての「自由記載欄」の入力結果

※設問や図表等のフォントサイズは、見やすい大きさ（11ポイント以上など）となるよう配慮すること。

※白黒印刷の場合でも図表等が見やすい配色にすること。

(5) 上記(2)～(4)の電子データの提出

Excelデータなど当課にて分析等の加工が可能なものとする。

5 スケジュール（予定）

- 令和5年7月中旬 調査票等の受渡し
 発送準備（宛名ラベル貼付、封入等）
- 7月下旬 調査票の発送
- 8月末 回答期間終了（31日締切予定）
- 9月～ 調査データの入力、集計、分析、結果報告書作成

6 納期・納入場所

- (1) 納期 令和5年9月下旬（回答率や作業状況を踏まえ協議する）
- (2) 納入場所 宮崎県福祉保健部障がい福祉課（防災庁舎1階）

7 留意事項

- (1) 調査対象者の抽出、調査票の作成・印刷、封筒等の準備及び返信用封筒の受取は県にて行う（費用は県負担）が、受託者は当該調査票や回答などを当課まで受領に来ること（受領にかかる費用は受託者負担）。
※回答用紙（原本）は、返信用封筒から取り出した状態で受託者へ引き渡し、結果報告書とともに提出すること。
- (2) 結果報告書及び電子データの著作権は県に帰属する。
- (3) 結果報告書及び電子データ等の提出後に、入力ミス、集計ミス、仕様書内容との齟齬などの不備が発見されたときは、受託者の負担にて修正等の作業を行うこと。
- (4) 仕様書に定めのない事項及び記載内容に疑義が生じた事項については、別途協議するものとする。